厚生労働科学研究費補助金（循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業）
「健康寿命延伸につながる地域・職域連携の推進のための研究」
分担研究報告書

分担研究名 市区町村を中心とした地域・職域連携の在り方に関する研究：市町村における健康づくり推進事業所認定事業の活性化に向けた検討と実践

研究分担者　尾﨑伊都子　所属　名古屋市立大学大学院看護学研究科
研究協力者　大比叡和子　所属　椙山女学園大学看護学部看護学科
宮田瑠里子　鈴鹿医療科学大学看護学部看護学科
雑子侑里　名古屋市立大学大学院看護学研究科

研究要旨
本研究では、愛知県犬山市および蒲郡市をモデル自治体とし、地域・職域連携推進事業のプロセスを記述し、市の事業や関係機関との連携体制、事業場への関わり等の変化を明らかにした。取り組みのテーマは、健康づくりを推進する事業所の認定事業を契機とした地域・職域連携推進方策を検討することである。両市とも、認定事業所からの報告書の提出率が低いことや、市の保健事業の利用が十分でないこと等の課題があった。犬山市では、実施報告書の様式改訂等による事業運営の改善、および事業所における健康づくりの取組実態を把握するためのインタビュー調査等を実施した。その結果、実施報告書の提出率の向上や、調査結果を踏まえた次年度計画の具体的な検討等の成果がみられた。蒲郡市では、事業所の健康づくりの取組実態を把握するためのアンケート調査を計画・実施した。既存資料の再整理・再分析と部署内での検討を通して調査目的を明確化し、目的に沿った調査票の作成と対象の選定を行うことができた。事業は継続中であり、最終評価は次年度に実施予定であるが、これまでの両市の実施プロセスの分析から、地域・職域連携推進事業を効果的かつ効率的に展開するためには、①問題意識に沿った既存資料の活用・分析、②健康課題を把握するための調査計画の十分な検討、③PDCAサイクルに基づく継続的な事業改善、④管理職との共通認識の形成および部署内連携体制の確保、⑤保健所の資源を活用しパートナーとして連携を図る体制の構築が重要であることが示唆された。これらのことから、既存資源を有効に活用しながら組織内外の連携体制を整備することが、市町村における地域・職域連携推進事業の効果的な展開につながると考えられる。

A．研究目的

「地域・職域連携推進ガイドライン」（2019，厚生労働省）に基づき、都道府県と二次医療圏において地域・職域連携推進協議会が設置され、働く世代の健康課題解決に向けた事業が進められている。二次医療圏の地域・職域連携推進協議会を運営する保健所は、管内の市町村と連携し、それぞれの市町村の健康課題に応じた地域・職域連携事業を展開していくことが求められる。その中でも市町村は、事業所の現状や働く世代の健康課題を把握しやすい立場にあることから、保健所と連携を図りつつ、地域特性や事業所のニーズに即した市町村独自の保健サービスを提供することが期待される。

令和６年から開始した健康日本21（第３次）では、誰もがアクセスできる健康増進のための基盤の整備として、健康経営に取り組む事業所の増加が目標のひとつとして挙げられている。事業所が従業員の健康づくりに取り組むことは、従業員の健康向上だけでなく、会社のイメージアップや人材採用での効果が期待できる。しかし、中小企業では、予算やマンパワー、時間がない等の様々な課題により、健康づくりへの取

り組みが困難な状況が生じやすい。そのような中、市町村が独自で、または市町村と保険者が連携して、事業所に様々な健康づくりメニューを提供し、健康づくりに取り組む事業所として認定する事業が広がっている（以下、認定事業）。単独では健康づくりが難しい中小企業が、身近な地域でサポートを受け、健康づくりの機会を増やすことができる事業として期待される。

本研究班では都道府県や二次医療圏の地域・職域連携事業や協議会開催状況について継続的に調査を実施してきており、令和6年度には市町村の地域・職域連携事業の実態調査を実施したが、市町村を中心とした地域・職域連携に関する研究報告は少ないのが現状である[1)]。また、市町村における認定事業の効果的な展開方法を明らかにした研究は見当たらない。そこで、研究班では、モデル市区町村を設定し、データや知見提供等の伴走支援と効果評価を行い、市区町村単位での地域・職域連携推進の方策を検討することとした。

本研究では、アクションリサーチの手法を用いて、市町村における地域・職域連携推進事業のプロセスを記述し、市町村の事業、市町村と関係機関との連携体制、事業場への関わり等の変化を明らかにすることを目的とする。特に、市町村における健康づくりを推進する事業所の認定事業に着目し、これを契機とした地域・職域連携推進の方策を検討した。

研究デザインは、組織や社会の課題解決に向けて、行政・関係機関・住民・研究者が協働して解決しようとするアクションリサーチである。アクションリサーチでは、課題の発見、目標の設定、解決策の立案、実行、効果評価というすべてのプロセスにおいて、現場の人々と研究者がともに研究に参加する。仮説検証型の介入研究では、研究終了後に継続可能性が低いことが課題であるが、アクションリサーチでは現場の人とともに研究活動を進めるため、成果物が現実的で継続可能性が高いことが特徴である。また、その成果を他の自治体に応用しやすいことも特徴である。本研究では、自治体の地域・職域連携担当者の視点や問題解決力を重視することで対象地域そのものに変化をもたらし、事業の継続性を高めることができると考え、アクションリサーチの手法を用いることとした。

B．研究方法

1．参加自治体と選定方法

参加自治体は、愛知県の犬山市および蒲郡市とした。参加自治体の選定方法は、令和6年度に研究班が市区町村を対象に行った地域・職域連携推進の取り組み状況に関するアンケート結果に基づき行った。愛知県では35市町村からアンケート調査の回答が得られ、地域・職域連携推進モデルの参加を「希望する」「検討してもよい」と回答した6市町のうち、人口規模や産業構造が平均的であり、モデル実施による取り組みの成果を他の自治体に広く適用しやすいと考えられる自治体を選定した。

2．自治体の概要

犬山市は、愛知県の最北端に位置しており、令和７年４月時点の人口は71,067人、老年人口は21,100人（29.7％）である（表1）。産業構造は、第三次産業が64.1％と最も多く、第二次産業が34.7％、第一次産業が1.2％となっている。地域・職域連携推進の体制として、担当者は保健師1名で、他の業務と兼務している（表2）。地域・職域連携事業は健康増進計画等に位置づけられており、働く世代の健康課題を検討する会議体がある。

蒲郡市は、渥美半島と知多半島に囲われた海辺にあり、令和７年４月時点の人口は77,159人、老年人口は23,358人（30.3％）である（表１）。産業構造は、第三次産業が57.2％と最も多く、第二次産業が38.7％、第一次産業が4.1％となっている。地域・職域連携推進の体制として、担当者は保健師2名で、他の業務と兼務している（表２）。庁内連携部署としては商工労働部門がある。地域・職域連携事業は健康増進計画等に位置づけられており、働く世代の健康課題を検討する会議体を設置している。

3．アクションの方法

各市、管轄保健所等の関係者と研究者が協働して、働く世代の健康課題や地域・職域連携に関する事業の課題などの現状把握・分析に基づき、目指すべき方向性と方策（アクション）を見出し、実践、評価の一連のサイクルに取り組むこととした。実施スケジュールを以下に示す。

- 令和7年3月～12月；各市、保健所、研究班等の関係者が一緒に、地域特性やライフコースアプローチの視点を踏まえた地域・職域連携推進のテーマを検討する。

・令和7年7月～令和8年10月；市を中心に、保健所、関係機関、研究班が協働して、健康課題の明確化とそれに基づく地域・職域連携推進のための取り組みを検討し展開する。取り組みとして、既存資料・既存データの収集・整理・分析、企業等に対する調査の計画・実施・分析、会議や検討会の開催、関係機関とのネットワーク構築と連携強化、啓発や健康教育など企業や働く世代を対象とした保健事業等を想定する。
・令和8年10月～令和9年2月；アクションの効果評価を行う。

なお、本報告では、令和8年2月末までの経過を報告する。

４．データ収集方法

研究者は、会議や打ち合わせ、調査等に参加し、これまでの研究班の知見や学術的情報を提供するとともに、市や保健所の関係者の実践から学ぶ相互的協働の立場として関わった。データは、会議や打ち合わせ、保健事業などの活動場面における参与観察、面接調査により収集した。事業目的の達成に向けて、段階的な目標を立て実践して評価し、結果から次の計画修正へ至る継続的な取り組みのプロセスと、その中で生じる関係者の意識・行動の変化や組織の変化に着目してデータ収集を行った。参与観察は会議や検討会、企業や働く世代を対象とした事業等において研究者が行い、参加者の発言内容や様子等をフィールドノートに記録した。

５．分析方法

会議や打ち合わせの議事録、参与観察のフィールドノートに基づき、アクションの内容を整理してプロセス表を作成した。アクションの内容を、アクションリサーチの過程ごとに（目的の設定、現状の把握、現状の分析、実践の計画、実践、実践の評価、次のサイクルに移行）に整理し、市の業務や事業、関係機関との連携体制、事業場への関わり等に、どのような変化が生じたかを、プロセス評価・アウトプット評価・アウトカム評価の観点から検討した。

６．倫理的配慮

各市と関係機関である保健所には、研究協力の依頼時に、研究の主旨および概要、研究参加の任意性、研究結果の報告や公表以前の同意撤回の保証、個人情報の非開示について文書により説明し許可を得た。本研究は名古屋市立大学大学院看護学研究科研究倫理委員会の承認を得て実施した（承認番号：24061-3）。

各市において、アクションの過程で事業所を対象とする調査を実施したので、追加で上記倫理委員会の承認を得て実施した。犬山市では、事業所を対象としたインタビュー調査を実施した。研究対象者には、面接実施前に研究の主旨および概要、研究への参加の任意性、同意撤回の保証、個人情報の非開示について文書により説明し同意を得た（承認番号：25035）。蒲郡市では、事業所を対象とした質問紙調査を実施した。研究対象者には、質問紙調査実施時に研究の主旨および概要、研究への参加の任意性、同意撤回の保証、個人情報の非開示について文書により説明し、質問紙の同意チェック欄への記入により同意を得た（承認番号：25056）。

Ｃ．研究結果

【犬山市】

1．アクション（介入、働きかけ、過程）の内容と変化

犬山市におけるアクションの内容と変化のプロセスを表3に示す。

１）テーマの検討

はじめに犬山市の管理職者と担当者、研究者間で、地域・職域連携推進に取り組む必要性を確認し、モデル市としてアクションリサーチを実施することを決定した。そして、令和7年4月に、犬山市と保健所、研究者をメンバーとする会議を開催し、健康づくり推進事業所認定事業（認定事業）や出張出前講座、商工会議所の集団健診での健康教育等、事業所や働く世代を対象とした市の事業の現状と課題を共有することから開始した。犬山市では、事業所を対象とした事業を複数展開しており、また商工会議所や協会けんぽと連携した事業も行われている一方で、担当者の悩みとして、事業所に健康づくりの意識と取り組みを根付かせることの難しさや成果が見えづらいことがあげられた。意見交換の結果、既存事業である認定事業に焦点をあて、健康づくりの意識の向上と具体的な取り組みを充実させることを目的に、認定事業をテーマに取り組むこととした。市が今後事業所の実態把握をしたいという課題を受け、会議後に令和6年に保健所が事業所に実施したアンケ

ート結果の情報提供を受けた。

2）認定事業の概要と課題

犬山市の認定事業は、令和2年から実施している。事業所が、市の認定基準（必須項目２項目、選択項目３項目）を満たすことを申告する申請書と誓約書を提出することにより、認定を受けられることとなっている。認定された事業所には、認定証の交付や市のホームページへの事業所名の掲載を行っているほか、市の出張出前講座や測定会等を利用できるようにしている。また、認定事業所に年１回の実施報告書の提出を求めており、それをもとに健康づくり推進優良事業所を選定し表彰を行っている。優良事業所の選定時には報告書の内容を確認するため、事業所を訪問しヒアリングを行っている。表彰事業所は市のホームページに掲載されるほか、健康増進計画に関わる犬山市健康まちづくり推進委員会において報告される。また、協会けんぽ愛知支部との連携も行っており、協会けんぽ加入事業所のうち協会けんぽの「健康宣言」を行っている事業所には、市から案内を出し、市にも申請書を提出してもらう仕組みとなっている。

モデル実施の開始当初に市担当者が感じている課題として以下の事柄があげられた。

- 近年は認定申請数が増加していない。
- 認定を受けた事業所の3分の1程度からは年1回の実施報告書の提出がなく、各事業所の実態が把握できない。
- 出張出前講座等の利用がなく、認定事業所が健康経営や健康づくりに積極的に取り組めるような展開につながっていない。
- 健康づくり優良事業所の認定は、協会けんぽや愛知県でも行われており、実施主体は違うものの目的が重複しており、事業のあり方に悩む。
- 市の人口規模や企業数からどのような働きかけができるか、どのように進めていけばよいかが分からない。
- 地域・職域連携推進事業担当者は一人で、他の業務も兼務しているためマンパワーが不足している。

これらの課題から、まず報告書の提出率向上、事業主の健康づくりへの意識の向上を目的に、報告書の様式および採点方法の改訂に取り組むこととした。また、保健所が令和6年度に実施した事業所の健康づくりに関するアンケート結果を参考に、事業所がどのように健康づくりに取り組んでいるのか、市がどのようなサポートをすることで健康づくりがより活性化するのか等、アンケート調査からは把握できない実態とニーズの詳細を明らかにするためのインタビュー調査を実施することとした。

3）認定事業所の報告書の改善

前年度までは、ひとつの様式に実施報告と表彰に関わる取り組み内容を記載してもらっていた。いくつかの事業所への聞き取りから、この様式への記入の負担が未提出の原因のひとつであることが分かり、実施報告書と表彰エントリーシートを分け、表彰を希望しない事業所は実施報告書のみの提出も可能にした。実施報告書の健康づくり活動のチェック項目の内容は、取り組みやすい内容に少し変更した。また、自由記載欄の記載内容が難しかったため、書きやすいものに変更した。

この結果、実施報告書の提出を依頼した50事業所のうち36事業所（72.0%）から提出があり、未提出であった事業所に再依頼した結果、最終的に45事業所（90.0%）から提出があった。前年度は、44事業所のうち17事業所（38.6%）から提出があり、未提出であった事業所に再依頼した結果、最終的に30事業所（68.2%）から提出があった。実施報告書の様式改訂により提出率が向上した。表彰エントリーシートは23事業所から提出され、採点の結果、4事業所が健康づくり推進優良事業所の候補として選定された。

4）実施報告書と表彰エントリーシートの集計

認定事業所の健康づくりの取り組み状況を明らかにする目的で、実施報告書（n=45）および表彰エントリーシート（n=23）を集計した。認定事業所の業種は、建設業が37.8%で最も多く、次いで製造業28.9%であった（表4-1）。必須項目を除き、実施している健康づくり活動を15項目からすべて選択してもらった結果、1～5項目が60.0%と最も多く、平均5.3項目であった（表4-2）。取り組んでいる事業所が多かった項目は、受動喫煙対策が71.1%で最も多く、次いでコミュニケーションの促進が57.8%、病気の治療と仕事の両立支援が55.6%の順であった（図1-1）。

表彰エントリーシートを提出した事業所の従業員数は、6～19人が43.5%で最も多く、次いで20～49人が26.1%であった（表4-3）。業種は、建設業が39.1%で最も多く、次いで製造業およびサービス業（他に分類されないもの）がいずれも17.4%であ

った。取り組んでいる健康づくり活動を25項目からすべて選択してもらった結果、平均10.6項目であり、6～10項目が43.5%と最も多く、次いで11～15項目が30.4%であった（表4-3）。取り組んでいる事業所が多かった項目は、「健診を受けやすい環境を整えている」が87.0%で最も多く、「健診の結果、再検査など有所見者へ医療機関の受診勧奨を行っている」82.6%、「有給休暇取得の促進、ワークライフバランスを目指した柔軟な働き方の制度を備えている」78.3%の順に多かった（図1-2）。

5）認定事業所の健康づくりの実態とニーズを把握するためのインタビュー調査

インタビュー調査の対象は、健康づくり推進優良事業所の候補4事業所とした。これに、保健所が事業として実施するインタビュー調査の対象事業所も加えた6事業所を対象とした。

インタビュー調査は、半構造的面接法を用いてインタビューガイド（表5）に沿って行った。インタビュー内容は、健康づくり推進事業所認定を受けた目的やメリット、健康づくりの取り組みの実際や課題、今後の目指す姿、市への要望等とした。分析は質的記述的に行い、インタビュー内容の逐語録から、健康づくり活動に関する従業員と事業主の態度・認識・行動、事業所の環境や体制等について、5つの生活習慣（メンタルヘルス、健診、タバコ、運動、食生活）ごとに抽出しコード化、カテゴリー化した。そして、プリシード・プロシードモデルの枠組みを活用し、QOL（Quality of Life）、健康、健康に影響を及ぼす行動や環境要因、さらに、それらに影響を及ぼす準備・強化・実現要因にあてはめて、事業所の健康づくり活動の実態を整理した。

分析結果を図2-1～図2-5に示す。カテゴリーを［ ］、サブカテゴリーを『 』で示す。

対象事業所では、メンタルヘルス対策の実際として、［健康づくり担当者による従業員の健康・生活の実態の把握］により、［勤務制度の整備］を行い、働きやすい環境を整えていた（図2-1）。また、［従業員同士のコミュニケーション］、［従業員と管理者のコミュニケーション］を大切にしている一方で、『健康や生活について話すオープンな雰囲気が苦手な人にとっては居心地がよくない可能性がある』ため、配慮が必要であると感じていることも分かった。中小企業がストレスチェックを導入するには、［健康づくり担当者による従業員の健康・生活の実態の把握］により、ストレスチェック導入の必要性を感じ、『ストレスチェックの導入にむけて情報収集している』。また、『ストレスチェックを行う体制（外部機関と契約）がある』、『ストレスチェックの結果を確認する担当者が決められている』といったように、実施体制と結果管理の体制を整える必要があると分かった。これらのことから、事業主がストレスチェックの目的や意義、ストレスチェックの適切な実施体制等について学べる機会が必要だと考えられた。

健診の実際として、『健診・検診は全額補助している』、『健診を受診できるよう業務を調整している』など、健診が受けやすい体制を整えていた（図2-2）。また、［外部資源の活用］により、健診の事後フォローを実施している事業所もあった。しかし、『健診後の保健指導は実施していない』という事業所もあり、事業所ごとで差があることが課題であった。また、『扶養者の健診受診は確認していない』、『パート勤務で健診の対象外となる従業員への対応ができていない』など、家族や正社員以外の健診の対応も課題にあげられた。準備要因として、『経営者が健康づくりに熱心である』のみであった。これらの結果から、従業員が健診をきっかけに健康づくりの必要性を理解し、疾病予防に努めることができるよう、まずは事業主が健診及び保健指導の目的、意義について学ぶ機会が必要だと考えられた。また、事業主に対して、就業上の措置を含む健診の事後措置や地さんぽ等の外部資源の活用方法についての情報提供が必要である。

タバコ対策として、『喫煙所を設けて分煙している』が挙げられた（図2-3）。しかし、分煙以外の具体的な対策のデータは抽出されず、『事業所内で電子タバコを可としているため、加熱式タバコを使用している従業員が多い』、『喫煙率が高いが禁煙対策が見いだせない』と課題が多くあった。これらの結果から、事業主が、従業員の加熱式タバコについての正しい知識の有無など、社内のニーズを把握することが必要だと考えられた。その他に、事業主に対して、喫煙対策（受動喫煙対策と禁煙対策）について学ぶ機会や禁煙外来補助制度等の禁煙支援プログラム、専門機関に関する情報提供等が求められる。

運動推進として、『ラジオ体操をする時間を設けている』、『健康機器の貸し出しを行っている』、『職場内に運動器具を設置している』などがあげられた（図2-4）。『運動機器を利用している人は肥満はない』という

一方で、『運動が嫌いなためウォーキングアプリを利用していない』という人もおり、従業員全体に対応できない課題があり、職場全体で運動を推進していく対策が必要である。これらのことから、オンデマンド配信など従業員のニーズにあった情報提供方法を検討する必要がある。

食生活対策として、『栄養バランスに配慮した食事（総菜、まかない）を提供している』があげられたが、『外勤が多いため一斉に健康に配慮した食事の提供や補助は難しい』という課題があげられた（図 2-5）。『生命保険会社が提供する健康チェック機器を用いた健康づくり活動を行っている』（ベジチェック）など『時間が短くすぐにできゲーム感覚で取り組める健康づくり活動を行う』ことで、『従業員の健康に対する意識が向上し行動変容があった』という成果が得られた事業所があった。これらのことから、健康づくりへの動機づけとして、食生活を切り口に行う効果や意義について事業主が学ぶ機会が必要だと考えられた。

6）今後の事業計画の検討

実施報告書の集計結果とインタビュー調査の結果をもとに、市担当者、保健所担当者、研究者で会議を行い、事業所における健康づくりの課題と今後の事業計画案について意見交換を行った。例として、実施報告書の集計では、受動喫煙対策を行っている事業所が多かったが、インタビュー調査で受動喫煙対策の方法を尋ねてみると、喫煙場所の設置や喫煙ルールが曖昧であることが分かり、正しい情報提供の必要性が明らかになった。また、運動推進では、市が提供しているウォーキングアプリを知っているものの継続利用にはつながっておらず、職場で手軽に運動を取り入れるための教材開発といった新たな取り組みの必要性も提案された。令和8年度は、新たな予算立ては間に合わないため、可能な範囲で優先順位を決めて事業計画を立てることとなった。

インタビュー調査により、健康づくり推進優良事業所候補であっても課題が多くあることや、事業所担当者が熱意をもって取り組んでいることを知ることで、市担当者は新たな視点をもち、今後に向けた具体的な事業の改善策や新規事業のアイデアを出すことにつながった。

２．評価

犬山市での地域・職域連携推進の取り組みをプロセス評価とアウトプット評価の観点で整理する。

1）プロセス評価

① 市の既存の地域・職域連携に関する事業の課題を整理し、様々ある事業の中から優先順位を決めて取り組むことができた。
② 市での取り組みを保健所と共有することにより、保健所がもっている調査データを情報提供してもらう、インタビュー調査時に協力を得るなどの協働を行うことができた。
③ 実施報告書の様式や集計・分析方法等、事業の仕組みを改善することができた。
④ インタビュー調査により、市担当者が事業所の健康づくりの実態を把握するとともに、事業所担当者の健康づくりに対する熱意を知り、新たな視点をもつことにつながった。
⑤ 実施報告書の改善やインタビュー調査の結果は、既存事業のブラッシュアップの方向性や新規事業について考えるための資料となった。いずれも新規事業として行ったものではなく、これまでの業務の見直しと内容の追加で実施した取り組みであるが、事業を検討するための資料を得ることにつながった。
⑥ 市における地域・職域連携推進の必要性に対して管理職者との共通理解のもとで開始したことから、組織として円滑に意思決定を行うことができた。

2）アウトプット評価

① 認定事業所の実施報告書の様式の改善により提出率を高めることができた。このことは市が事業所の実態を把握するだけでなく、事業所に自社が健康づくりに取り組めているかを確認し意識を高めるきっかけとなったと考えられ、今後確認していく。

全体として、既存事業をPDCAサイクルに基づきブラッシュアップしていくことにより、地域・職域連携推進事業を前進させることにつながったと考えられる。犬山市では、地域・職域連携推進にかけられるマンパワーが不足しているという悩みがあるが、事業担当者が可能な範囲で改善に取り組むことができた。

【蒲郡市】

１．アクション（介入、働きかけ、過程）の内容と変化

蒲郡市におけるアクションの内容と変化

のプロセスを表6に示す。

1）テーマの検討

蒲郡市では、健康づくりに取り組む事業所を対象とした調査を行い、その結果をもとにアウトリーチに取り組むことを目指しており、令和7年11月からモデル実施を開始した。はじめに、市の管理職者と担当者、研究者との会議で、地域・職域連携推進に取り組む必要性を確認し、モデル市としてアクションリサーチを実施することを決定した。そして、アクションリサーチの市の担当者と研究者をメンバーとする会議で、健康づくりに取り組む事業所に対する事業の現状と課題を共有した。

2）認定事業の概要と課題

蒲郡市は平成28年9月から、協会けんぽ愛知支部と連携し、健康づくりに取り組む事業所のサポートを行っている。協会けんぽが健康づくりに取り組む事業所に行うサポート事業：「健康宣言」に参加した事業所は、蒲郡市の「Wチャレンジ宣言」にも自動的にエントリーされ、市の保健事業を活用できる仕組みとなっている（以下、認定事業）。宣言を行った事業所には協会けんぽが年に1回健康宣言取組結果報告書（以下、報告書）の提出を求めており、市はこの情報の提供を受けている。報告書の結果を基に、職場の健康づくりを積極的に推進している事業所を蒲郡市健康づくり推進優良事業所として認定し、協会けんぽと共同で表彰している。認定された事業所は、市のホームページに事業所名を掲載している。この他に蒲郡市では独自に、すべての事業所を対象に健康教育や個別健康相談、食生活改善のための教材の提供、市の運動施設利用等ができるようにしている。

モデル実施の開始当初に市担当者が感じている課題として以下の事柄があげられた。

- 現在認定を受けている事業所のうち報告書の提出は3割程度であり、各事業所の実態が把握できない。市独自の報告書は求めていない。
- 市の保健事業の利用が少なく、利用を増やしたいが、協会けんぽのメニューも充実しているため、市だからこそできる保健事業は何かを探りたい。
- 出張講座等を通して事業所とつながり、事業主や従業員に健康を意識してもらえるようアウトリーチをしたい。
- 表彰は報告書に基づき行っており、報告書の記載が具体的で丁寧な事業所が選定される傾向にあるため、報告書では見えてこないが健康づくりに熱心に取り組んでいる事業所も見出していきたい。
- 上記の支援策を検討するための資料とするため、事業所にアンケートやヒアリングを行いたいが、調査内容や対象事業所の選定等をどのようにしたらよいか。

これらの課題から、対象事業所へのアプローチ方法を検討するための資料を得るための調査の計画・実施から取り組むこととした。

3）調査の計画・実施

市担当者と管理職、研究者の会議において、認定事業の現状と課題を共有した後、市担当者が検討したアンケート原案と対象選定方法について共有した。調査の目的と方法を明確にするため、協会けんぽの報告書の集計・分析から把握できることを整理することを提案した。

市担当者と管理職、研究者のオンライン会議において、協会けんぽの報告書の集計・分析をもとに、市として詳細を明らかにしたい調査内容について意見交換した。報告書は155事業所（令和6年度の認定事業所数）のうち44事業所（28.4%）から提出されていた。集計・分析の結果、実施率の低い取り組みとして、健康保持・増進に関する研修、定期的・継続的な食生活改善の企画、スポーツイベント等の開催・参加促進、女性特有の健康課題への対応、禁煙に対するサポート体制等があることが分かった。そして、調査対象の選定をどのようにするか、調査方法（ヒアリング、アンケートを用いたヒアリング、自記式アンケート等）について検討した。まずは広くデータを得て定量的に分析する方向性を固め、インターネットによる自記式アンケート調査とすることに決定した。また、対象事業所選定の参考とするため、母集団の特徴として、事業所規模別の認定事業所数や報告書提出状況等を集計することを提案した。

事業所規模別の認定事業所数と報告書提出状況を集計した結果、令和7年度の認定事業所146事業所のうち、10人未満の事業所が55事業所（37.7%）と最も多く、次いで10人以上20人未満が37事業所（25.3%）、20人以上30人未満が31事業所（21.3%）の順であった。また、報告書の提出状況は、事業所規模による大きな差異はないと考えられた。今回のアンケートでは、報告書の内容からさらに詳細な健康づくりの取り組み状況を明らかにするため、報告書の提出の

有無に関わらず、すべての事業所とすることとした。ただし、従業員数10人未満の事業所と不明の事業所等を除く89事業所を対象とすることとした。

アンケート調査の内容として、報告書の内容と重複しないよう、報告書集計結果を踏まえて、健康づくりの取り組みの詳細を尋ねる項目とした。また、市が今後、強化したい事業や新規に立ち上げを検討している事業についての意見を尋ねる項目を含めた。市担当者は、研究者からのコメントを踏まえて、部署内の関係職員の意見を取りまとめたり、文献や国の調査等を参考にしたりするなどして、繰り返しアンケート内容のブラッシュアップを行った。また、調査開始前に、商工会議所の管理職に調査の説明を行い、アンケートへの意見を求めた。また、市内の事業所経営者にアンケートのプレテストを行った。協会けんぽの管理職に、調査実施とアンケート内容について共有した。これらのプロセスを経て、アンケートを実施した。

2．評価

蒲郡市での地域・職域連携推進の取り組みをプロセス評価の観点で整理する。

① 報告書等の既存の資料をこれまでとは違うかたちで集計・分析することで、調査の目的・方法（対象選定を含む）を明確化することができた。

② 調査目的を達成するためのアンケート内容の検討にあたり必要な部署内の連携や情報収集等を行うことができた。

③ 会議・打ち合わせでは、管理職者の参加があり、調査計画の検討や意思決定を迅速に行うことができた。

④ アンケートの実施にあたり、商工会議所や協会けんぽの理解と協力を得ることができた。

全体を通して、調査の目的・方法を明確にする作業を丁寧に行うことにより、問題解決につながる調査計画を立て実行することができた。本報告では調査計画と実施までであり、分析とそれに基づくアウトリーチ方策の検討は今後実施していく。

D．考察

本研究では、アクションリサーチの手法を用いて、愛知県の犬山市と蒲郡市における地域・職域連携推進事業のプロセスを記述し、市の事業や関係機関との連携体制、事業場への関わり等の変化を明らかにした。取り組みのテーマは、認定事業を契機とした地域・職域連携推進方策を検討することとした。両市とも、認定事業所からの報告書の提出が少ないため、健康づくりの実態が把握できないという課題があった。また、市の保健事業の利用が少なく、事業所との関わりが少ないことも、現状把握を困難にしている要因のひとつであった。そのため、どのように健康づくりが実践されているのか、事業主や従業員がどのような健康意識や行動をとっているのかを把握し、ニーズに合ったサポートを提供したいと考え、事業所の実態調査を実施した。２市におけるこれらのプロセスから、地域・職域連携推進事業を効果的・効率的に展開するため重要と考えられる知見を考察する。

1点目は、事業所の現状把握のために既存資料を分析することの重要性である。両市とも、認定事業所の報告書の活用はしていたが、問題意識に沿って再整理・再分析し、犬山市ではインタビュー調査結果と併せて現状分析に活用し、蒲郡市では調査計画の検討に活用した。既存資料は集計・分析方法が十分に整理されないまま引き継がれている場合もあるが、新たな視点で再分析することは、現状把握を深めるとともに、新たな調査の必要性や目的の明確化に資する。市町村では人事異動により担当者が変更となることが多いため、既存資料の整理方法や集計方法についても適切に引き継ぐことが、継続的かつ効果的な事業展開に重要である。また、犬山市では、計画段階において、保健所から前年度実施のアンケート調査結果の提供を受け、検討に活用した。このように、すでに実施されている調査を把握することにより、調査内容の重複を避けるとともに、調査計画の精度向上を図ることができる。研究班が公表している「改訂版地域・職域連携推進事業の新たなる展開」（以下、手引き）では、二次医療圏協議会における事業推進のためのチェックリストが示されており、その中には「4.3協議体構成員からのデータ提供（資料等）を依頼する」という項目がある。今回の取り組みは市町村が中心となって進めるものであるが、二次医療圏を運営する保健所に対し、必要なデータの有無を確認し提供を求めることも重要である。

2点目は、健康課題を把握するための調査計画を十分に検討することの重要性である。両市において実施されたように、事業

の見直しや計画策定に当たっては、対象の健康課題を明らかにするための調査を行うことがある。集団の健康課題を明らかにする方法には質問紙法や面接法、観察法等があるが、それぞれの特徴を踏まえて計画する必要がある。犬山市では、従来実施している表彰事業所候補者へのヒアリングに追加し、インタビュー調査として実施した。調査には人的資源、予算、時間を要することから、限られた資源と期間で実施可能な方法を選択することが求められる。また、蒲郡市では、インタビュー調査とアンケート調査の双方を検討したが、調査目的を十分に整理することにより、適切な調査方法へと絞り込み、調査目的に応じた適切な対象者の選定方法を設定することができた。両市とも調査結果を踏まえた事業計画および実施は今後の課題であるが、対象のニーズを的確に把握するためには、調査目的を明確にしたうえで調査計画を十分に練ることが重要である。

3つ目は、PDCAサイクルで事業を改善していくことの重要性である。犬山市では、認定事業所の実施報告書の提出率を高めるため、その要因を探り改善を行うことにより、提出率を向上させることができた。このような事業において実施報告書の様式も事業運営を構成する重要な要素のひとつである。日常業務の中で継続的に評価・改善・計画・実施を繰り返すことは基本であるが、改めて認識すべき重要な視点である。

4つ目は、事業を円滑に進めるための組織の管理職者との共通認識の形成、部署内の連携体制を確保することの重要性である。両市とも管理職者と担当者が、地域・職域連携推進の必要性について共通認識のもとで事業を開始した。犬山市では、市・保健所・研究者との会議に管理職が出席し意見を述べ、蒲郡市では調査計画の打ち合わせに管理職が出席し、方向性について協議していた。このように担当者の取組方針や検討過程に対して、管理職者が適切に関与し、助言や支援を行うことは、業務を円滑かつ迅速に進めるうえで重要である。また、犬山市では担当者が1名体制であったが、インタビュー調査には同係の保健師も参加し、事業計画の検討にも関与していた。少人数体制であっても、必要に応じて業務を分担・共有することにより、効果的な事業運営が可能となる。市町村では、特定健診や特定保健指導等の業務と兼務しながら地域・職域連携を担当することが多い。そのため、このような状況において事業を効果的に推進するためには、部署内で相互に補完し合う連携体制の確保が重要である。

最後に、保健所の資源を活用するとともに、保健所をパートナーとして取り組むことの重要性である。犬山市では、保健所が実施したアンケート調査結果の提供やインタビュー調査の協力を得ることにより、効率的に調査を進めることができた。手引き[2)]では、協議会の適切な運営方法として「1.6　管内市町村と連携が取れる体制である」ことが示されている。犬山市では保健所との連携体制が構築されていることから、市の取り組み状況を共有し、必要に応じて資源の提供や事業への協力を得ることができた。市町村が中心となって地域・職域連携を推進する場合においても、保健所を重要なパートナーとして位置づけ、資源の共有および連携体制の強化を図ることが求められる。

E．結論

本研究では、愛知県犬山市および蒲郡市をモデル自治体とし、健康づくりを推進する事業所の認定事業を契機とした地域・職域連携推進方策を検討することを目的として取り組んだ。犬山市では、実施報告書の様式改訂による事業運営の改善、および事業所における健康づくりの取組実態を把握するためのインタビュー調査を実施した。蒲郡市では、事業所の健康づくりの取組実態を把握するためのアンケート調査を計画し実施した。両市の実施プロセスから、地域・職域連携推進事業を効果的・効率的に展開するため以下の点が重要であることが示唆された。

- 問題意識に沿った既存資料の活用・分析
- 健康課題を把握するための調査計画の十分な検討
- PDCAサイクルに基づく継続的な事業改善
- 事業を円滑に推進するための管理職との共通認識の形成および部署内連携体制の確保
- 保健所の資源を活用するとともに、パートナーとして連携を図る体制の構築

［参考文献］

1）厚生労働科学研究費補助金（循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業「地域・職域連携推進ガイドラインを活用した保健事業の展開に関する評価及び連携強化のための研究（22FA1014）」令和6年度3月総括・分担研究報告書、研究代表者　津下一代．令和7年3月

2）令和5年度厚生労働科学研究費補助金（循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業「地域・職域連携推進ガイドラインを活用した保健事業の展開に関する評価及び連携強化のための研究（22FA1014）」）「健康日本21（第三次）を踏まえて-地域・職域連携推進事業の新たなる展開（改訂版）」

G．研究発表

1.　論文発表　なし

2.　学会発表

1）シンポジウム

座長：都筑千景、藤本優子

発表者：都筑千景、横山徹爾、渡井いずみ、尾﨑伊都子

「健康日本21（第三次）と地域・職域連携推進～最新情報と今後の方向性～」第84回日本公衆衛生学会総会、2025年10月31日

2）ポスター発表

・藤本優子、都筑千景、藪本初音、渡井いずみ、尾﨑伊都子、横山徹爾、津下一代：全国における地域・職域連携推進事業および体制の実態と進捗状況-第1報-. 第84回日本公衆衛生学会総会、2025年10月30日

・大比叡和子、尾﨑伊都子、雑子侑里、宮田瑠里子、渡井いずみ、都筑千景、横山徹爾、津下一代：地域・職域連携事業におけるICTチェックリストの妥当性の検討-第2報-. 第84回日本公衆衛生学会総会、2025年10月30日

・吹田晋、渡井いずみ、髙部さやか、都筑千景、尾﨑伊都子、横山徹爾、津下一代：市区町村における地域・職域連携事業の実施状況と推進体制の関連-第3報-. 第84回日本公衆衛生学会総会、2025年10月30日

H．知的財産権の出願・登録状況

（予定を含む。）

1. 特許取得　なし
2. 実用新案登録　なし
3. その他　なし

図表

表１　モデル自治体の概要　　令和7年4月現在

市区町村名	犬山市	蒲郡市
人口構成		
全人口	71,067	77,159
年少人口（%）	7,645(10.8)	8,694(11.3)
生産年齢人口（%）	42,322(59.6)	45,107(58.5)
老年人口（%）	21,100(29.7)	23,358(30.3)
産業構造		
第一次産業（%）	1.2	4.1
第二次産業（%）	34.7	38.7
第三次産業（%）	64.1	57.2

表2　地域・職域連携推進の体制関連項目

	犬山市	蒲郡市
地域・職域連携を計画・実施するための庁内の連携部署		
①保健衛生部門		
②国民健康保険部門	○	
③商工労働部門		○
④情報管理担当部署		
⑤その他		
健康増進計画等への地域・職域連携事業の位置づけ	あり	あり
地域・職域連携推進事業の担当者	他業務と兼務の担当者設置	他業務と兼務の担当者設置
担当者の職種	保健師	保健師
担当者の人数	1人	2人
兼務している業務	特定保健指導業務など	検診（健診）関係
働く世代の健康課題について検討・共有する場(会議体)	あり	あり
会議体の名称	犬山市健康まちづくり推進委員会（H13年度設置）	蒲郡市企業の健康宣言取組優良事業所選定審査会

表3　犬山市における地域・職域連携推進のプロセス

アクションリサーチの過程	月日	会議・打ち合わせ・自治体・関係機関等との関わり	自治体・関係機関の行動・反応 具体的な実践内容	関与者　（人）									研究者からみた変化 研究者からの働きかけ
				市管理職	市担当者	市他部署	二次医療圏保健所管理職	二次医療圏保健所担当者	管轄保健所管理職	管轄保健所担当者	健康まちづくり推進委員会	研究者	
1）目的の設定 2）現状の把握	2025年1月	打合せ（モデル実施の依頼）	研究班が実施したアンケートの回答内容の詳細と市担当者が地域・職域連携において課題に感じていることが述べられた。その後、モデル実施に参加することが決定された。	2	1							2	
1）目的の設定 2）現状の把握	2025年4月初旬	会議（現状の共有と市で取り組むテーマの検討）	市担当者から地域・職域連携推進の現状と課題が説明された。二次医療圏保健所担当者からR5・6年度の取り組みと、R6年度のアンケート調査に基づくR7年度以降の取り組みテーマ（メンタルヘルス）が説明された。 市は、現在取り組んでいる事業の中でも、健康づくり推進事業所認定事業の改善（認定事業所数の向上、認定事業所の健康づくり活動の活性化）に取り組むことを決定した。	1	2		1	1	1	2		4	市が中心となって推進する地域・職域連携について、保健所と情報共有する場を設定。 市担当者は健康経営の意識を根付かせることの難しさや短期間で成果が出にくいという発言があったが、今ある事業実績や基盤をどう展開させていくのか検討することの重要性、事業主が困っていることを把握する必要性を提案した。提案を受け、現在、市担当者が直面している課題に焦点を当てる方向性となった。
3）現状の分析	2025年4月上旬	メール	二次医療圏保健所が前年度に実施した、事業所を対象とした健康づくりに関するアンケート結果を市と研究者に共有。					○					市が事業所の健康づくりの実態を把握したいという課題に対して、保健所から情報提供を受け、業務を効率化することにつながった。
3）現状の分析	2025年4月上旬	メール										○	会議後に、市の課題に対して他の先進的な取り組み例をまとめて提示。
4）実践の計画	2025年4月中旬	打合せ	認定事業所の年1回の報告書の様式および採点方法の改訂、保健所のアンケート結果を参考に、認定事業所の健康づくりの実態とニーズを把握するためのヒアリング調査に取り組む方向性が示された。		1							1	認定事業の課題と取り組むアクションが明確化された。 事業所へのヒアリングのためのインタビューガイドの提案。
5）実践	2025年5月	メール	報告書の改定案が提示された。										報告書改定案に対する意見。
5）実践	2025年6月	認定事業所への実施報告書の提出依頼	健康づくり推進事業所に対して新様式の報告書、表彰エントリーシートの送付。		○								
5）実践 6）実践の評価	2025年7月		報告書の整理および未提出の事業所への再依頼。表彰エントリーシートの採点作業。		○								報告書の回収数が例年よりも増加し、報告書の様式を見直したことへの手応えが得られた。

表3の続き

アクションリサーチの過程	月日	会議・打ち合わせ・自治体・関係機関等との関わり	自治体・関係機関の行動・反応 具体的な実践内容	関与者 （人）								研究者からみた変化 研究者からの働きかけ	
				市管理職	市担当者	市他部署	二次医療圏保健所管理職	二次医療圏保健所担当者	管轄保健所管理職	管轄保健所担当者	健康まちづくり推進委員会	研究者	
7）次のサイクルに移行 4）実践の計画	2025年8月上旬	打合せ	報告書および表彰エントリーシートの提出数、表彰事業所の選定結果が報告された。表彰候補４事業所に加えて、二次医療圏保健所が保健所事業の一環でインタビューを実施する事業所を対象とすることに決定。インタビューガイドの内容を確認。		1							2	市担当者の意見をインタビューガイドに反映して修正。
5）実践	2025年9月	事業所訪問	インタビュー調査（A事業所）		1			1				1	保健所の事業として行うヒアリングにも同席して、市としてのインタビュー調査を実施。
5）実践	2025年10月	表彰候補事業所訪問	インタビュー調査（B事業所・C事業所）		2							1	
5）実践	2025年10月	表彰候補事業所訪問	インタビュー調査（D事業所・E事業所）		2							2	
5）実践	2025年11月	表彰候補事業所訪問	インタビュー調査（F事業所）		2							1	市担当者だけでなく同じグループの他の保健師の協力を得て調査実施。詳細なヒアリングにより、健康づくりの実態把握だけではなく、事業所の担当者の健康づくりに対する熱心さを知る機会となった。
5）実践	2025年11月		優良事業所表彰候補者の決定		○								
4）実践の計画	2026年1月	市のスポーツ交流課との相談	事業計画の実施可能性を検討するため、スポーツ交流課に市運動施設の割引券等の取扱いについて相談。		1	○							
3）現状の分析 4）実践の計画	2026年1月	打合せ	インタビュー調査結果、実施報告書・表彰エントリーシートの集計結果を踏まえて、次年度に向けた事業計画について意見交換。		2			1				2	インタビュー調査の分析結果、報告書・表彰エントリーシートの集計結果を提示。 分析結果や集計結果に基づき、事業所への働きかけについて市担当者から提案があった。保健所担当者からもアイデアの提示や保健所として協力可能なことについて発言があった。
4）実践の計画	2026年1月	メール	事業計画案を作成し、研究者および保健所担当者に提示。		○								他の自治体の先進事例の提示。
4）実践の計画	2026年2月	メール										○	事業計画案についてスケジュールや具体的な進め方について確認。
5）実践	2026年3月	犬山市健康まちづくり推進委員会	委員会において優良事業所表彰候補者について報告し、意見聴取予定。	1	○						○		
5）実践	2026年3月	事業所	健康づくり推進優良事業所表彰予定。	1	○								

表４-1　犬山市の健康づくり推進事業所の業種（事業所・%）

建設業	17	37.8
製造業	13	28.9
電気・ガス・熱供給・水道業	1	2.2
運輸業	4	8.9
卸売業	1	2.2
飲食サービス業	1	2.2
サービス業	1	2.2
サービス業（他に分類されないもの）	4	8.9
医療、福祉	1	2.2
その他	1	2.2
複数回答（製造業、卸売業）	1	2.2

＊日本標準産業分類

表４-2　取り組んでいる健康づくり活動の項目数

1～5項目	27	60.0
6～10項目	15	33.3
11～15項目	3	6.7
平均（標準偏差）	5.3	2.38

図1-1　健康づくり推進事業所が取り組んでいる健康づくり活動

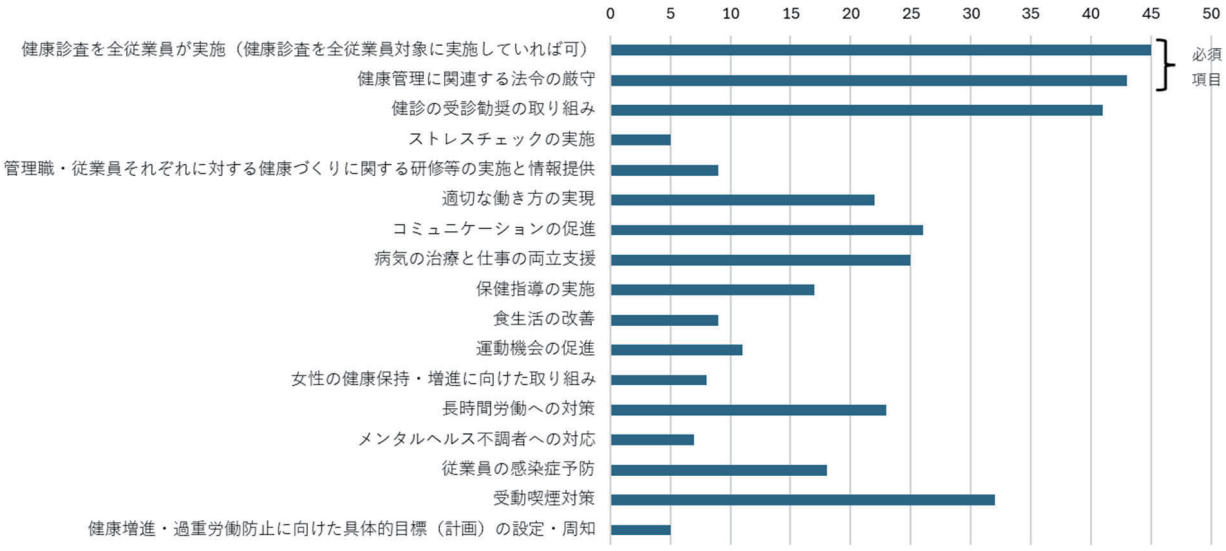


表4-3　エントリーシート提出事業所の特性(事業所・%)

従業員数		
5人未満	4	17.4
6～19人	10	43.5
20～49人	6	26.1
50～99人	2	8.7
100～299人	1	4.3
業種（日本標準産業分類）		
建設業	9	39.1
製造業	4	17.4
運輸業	3	13.0
飲食サービス業	1	4.3
サービス業（他に分類されないもの）	4	17.4
医療、福祉	1	4.3
その他	1	4.3

表4-4　事業所規模別にみたエントリーシート提出事業所の健康づくり活動の取り組み項目数

	全体		5人未満		6－19人		20－49人		50人以上	
1～5項目	3	13	1	25.0	2	20.0	0	0.0	0	0.0
6～10項目	10	43.5	2	50.0	4	40.0	3	50.0	1	33.3
11～15項目	7	30.4	1	25.0	2	20.0	2	33.3	2	66.7
16～20項目	1	4.3	0	0.0	1	10.0	0	0.0	0	0.0
21～25項目	2	8.7	0	0.0	1	10.0	1	16.7	0	0.0
平均（標準偏差）	10.6	5.4	7.8	3.6	10.7	6.9	11.8	5.2	11.3	1.5

図1-2　エントリーシート提出企業が取り組んでいる健康づくり活動

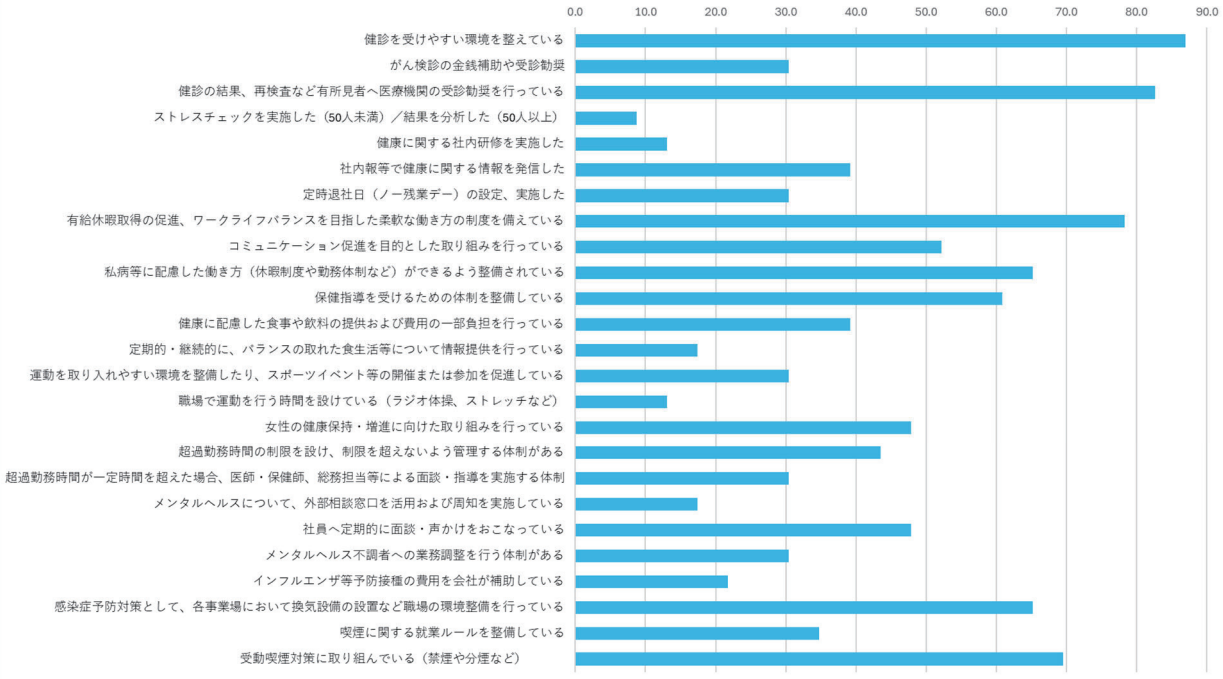


表5　犬山市の事業所を対象としたインタビューガイド

【犬山市健康づくり推進事業所認定を受けられた目的など】

- なぜ犬山市健康づくり推進事業所認定を受けようと思われましたか。
- 犬山市健康づくり推進事業所認定制度を知ったきっかけはどのようなことですか。
- 犬山市健康づくり推進事業所認定を受けて感じるメリットはどのようなことですか。
- 認定を受けるにあたり取り組んだこと、大変だったことはどのようなことですか。

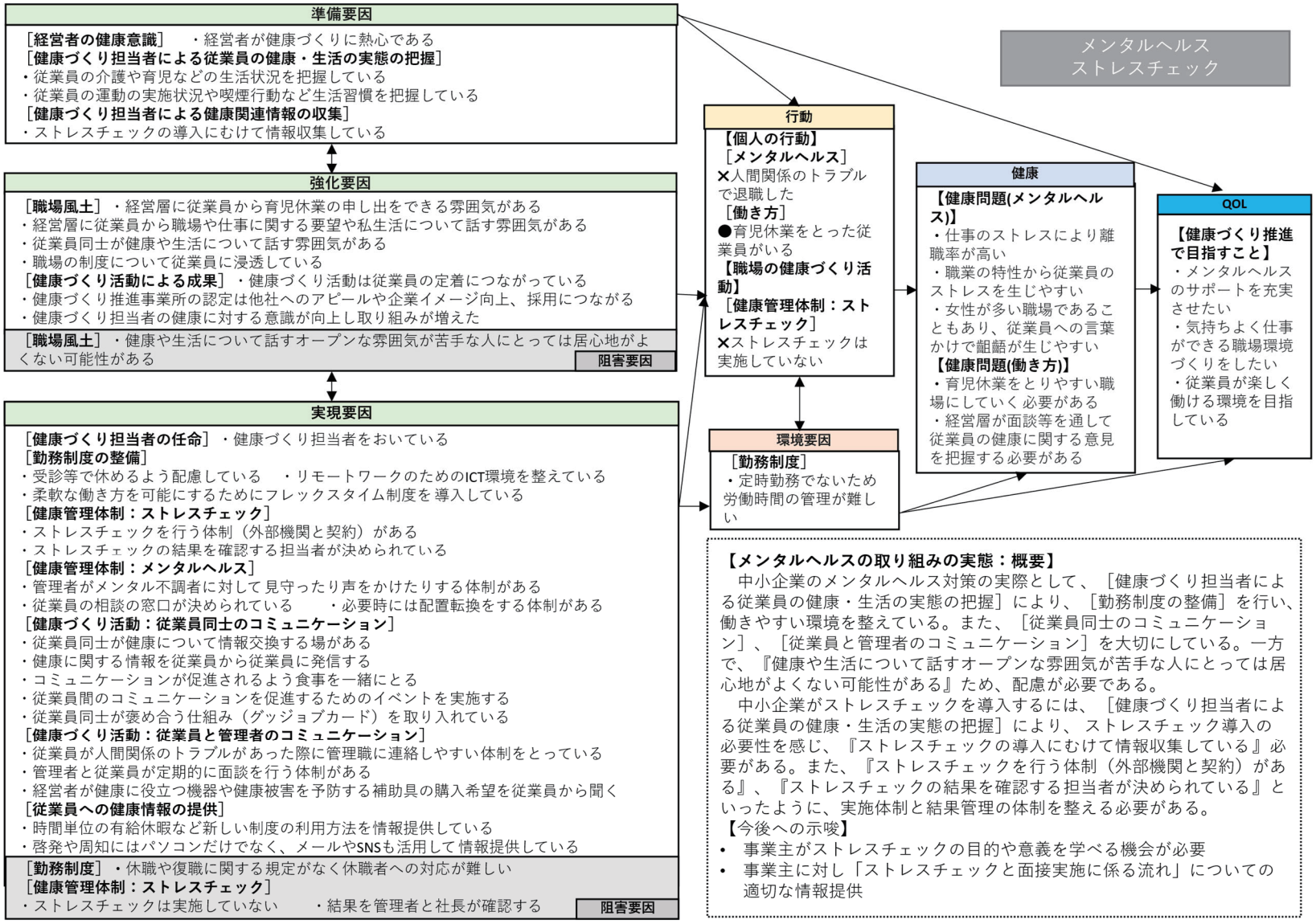
【健康づくりの取り組みの実際や課題】

- 健康診断の実際（実施方法、健診結果の返却・受診勧奨・保健指導・医師の意見聴取等）、および課題はどのようなことですか。
- がん検診を受けやすくする取り組み（金銭補助、受診機会の設定等）は行っていますか。行う上での課題はどのようなことですか。
- ストレスチェックの実際（実施方法、結果の返却・受診勧奨・保健指導・医師との面談等）、および課題はどのようなことですか。
- 従業員の健康について課題に感じていることはどのようなことですか。
- 健康課題の改善について取り組む上での課題はどのようなことですか。
- 健康づくりのための担当者を置いていますか。置いている場合、どのように活動していますか。
- 地域産業保健センターの出張健康講座、健康相談、犬山市のウォーキングアプリ「てくてく」を活用していますか。
- 事業所内で従業員に健康に関する情報を提供していますか。

- 健康経営を実施してどのような姿を目指したいとお考えですか。
- 健康経営に取り組む目的や重視していることはどのようなことですか。

- 健康づくりの取り組みを行うにあたり、市にサポートしてほしいこと、要望はどのようなことですか。

図2-1　犬山市の認定事業所におけるメンタルヘルスの取り組みの実態



【メンタルヘルスの取り組みの実態：概要】

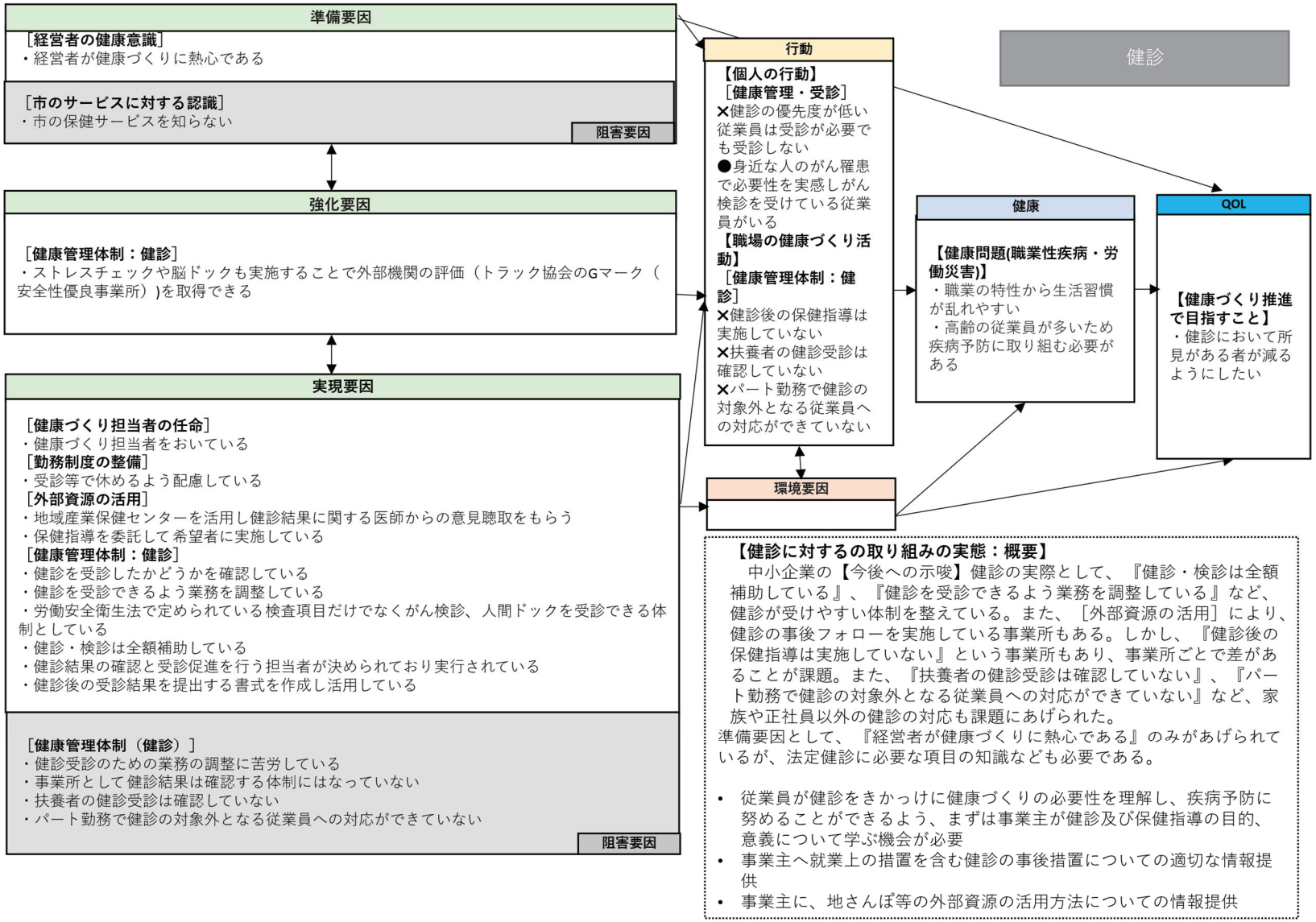
中小企業のメンタルヘルス対策の実際として、［健康づくり担当者による従業員の健康・生活の実態の把握］により、［勤務制度の整備］を行い、働きやすい環境を整えている。また、［従業員同士のコミュニケーション］、［従業員と管理者のコミュニケーション］を大切にしている。一方で、『健康や生活について話すオープンな雰囲気が苦手な人にとっては居心地がよくない可能性がある』ため、配慮が必要である。

中小企業がストレスチェックを導入するには、［健康づくり担当者による従業員の健康・生活の実態の把握］により、ストレスチェック導入の必要性を感じ、『ストレスチェックの導入にむけて情報収集している』必要がある。また、『ストレスチェックを行う体制（外部機関と契約）がある』、『ストレスチェックの結果を確認する担当者が決められている』といったように、実施体制と結果管理の体制を整える必要がある。

【今後への示唆】

- 事業主がストレスチェックの目的や意義を学べる機会が必要
- 事業主に対し「ストレスチェックと面接実施に係る流れ」についての適切な情報提供

図2-2　犬山市の認定事業所における健診の取り組みの実態



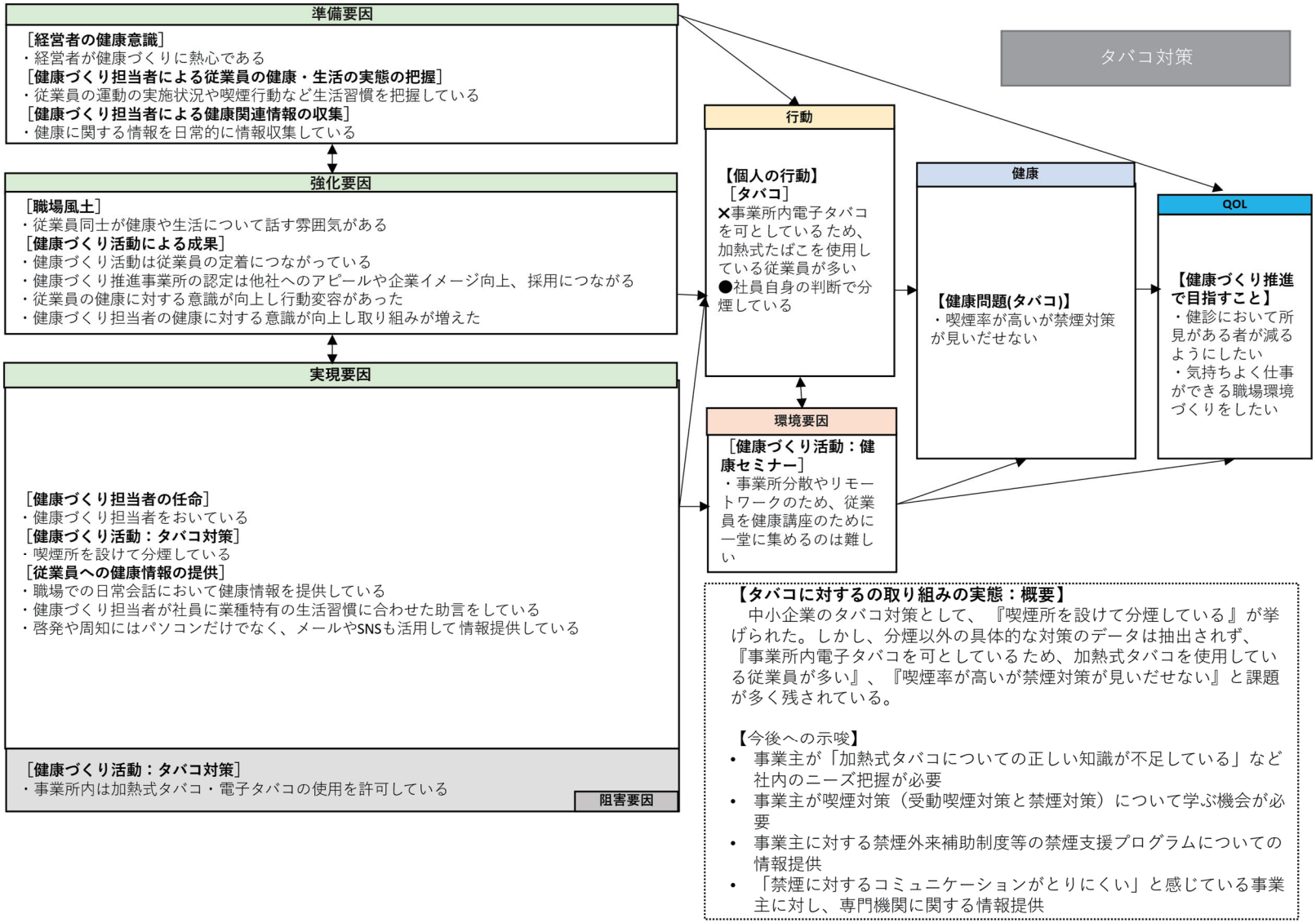
【健診に対するの取り組みの実態：概要】

中小企業の【今後への示唆】健診の実際として、『健診・検診は全額補助している』、『健診を受診できるよう業務を調整している』など、健診が受けやすい体制を整えている。また、［外部資源の活用］により、健診の事後フォローを実施している事業所もある。しかし、『健診後の保健指導は実施していない』という事業所もあり、事業所ごとで差があることが課題。また、『扶養者の健診受診は確認していない』、『パート勤務で健診の対象外となる従業員への対応ができていない』など、家族や正社員以外の健診の対応も課題にあげられた。

準備要因として、『経営者が健康づくりに熱心である』のみがあげられているが、法定健診に必要な項目の知識なども必要である。

- 従業員が健診をきかっけに健康づくりの必要性を理解し、疾病予防に努めることができるよう、まずは事業主が健診及び保健指導の目的、意義について学ぶ機会が必要
- 事業主へ就業上の措置を含む健診の事後措置についての適切な情報提供
- 事業主に、地さんぽ等の外部資源の活用方法についての情報提供

図2-3　犬山市の認定事業所におけるタバコ対策の取り組みの実態



【タバコに対するの取り組みの実態：概要】

中小企業のタバコ対策として、『喫煙所を設けて分煙している』が挙げられた。しかし、分煙以外の具体的な対策のデータは抽出されず、『事業所内電子タバコを可としているため、加熱式タバコを使用している従業員が多い』、『喫煙率が高いが禁煙対策が見いだせない』と課題が多く残されている。

【今後への示唆】

- 事業主が「加熱式タバコについての正しい知識が不足している」など社内のニーズ把握が必要
- 事業主が喫煙対策（受動喫煙対策と禁煙対策）について学ぶ機会が必要
- 事業主に対する禁煙外来補助制度等の禁煙支援プログラムについての情報提供
- 「禁煙に対するコミュニケーションがとりにくい」と感じている事業主に対し、専門機関に関する情報提供

図2-4　犬山市の認定事業所における運動促進の取り組みの実態

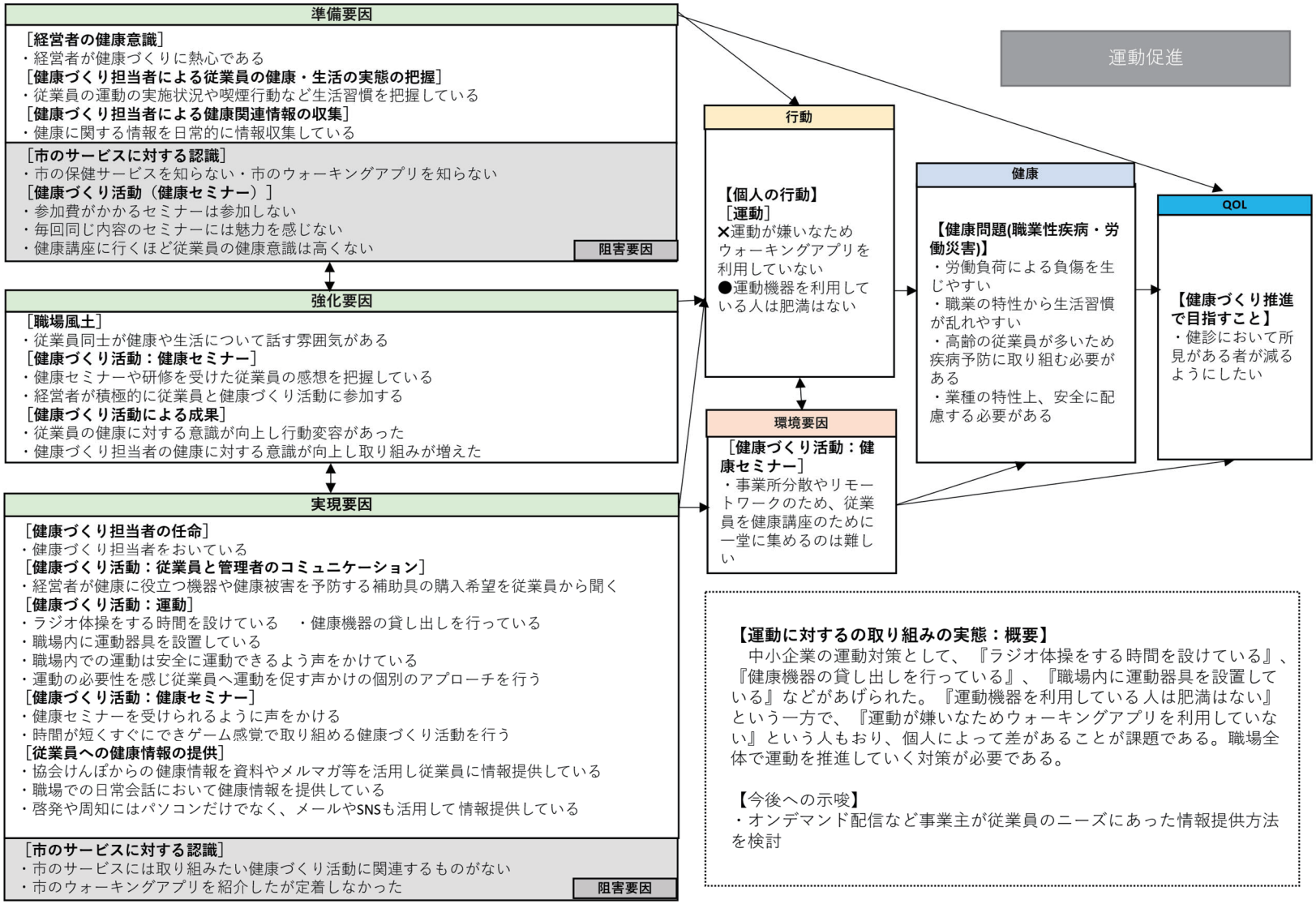
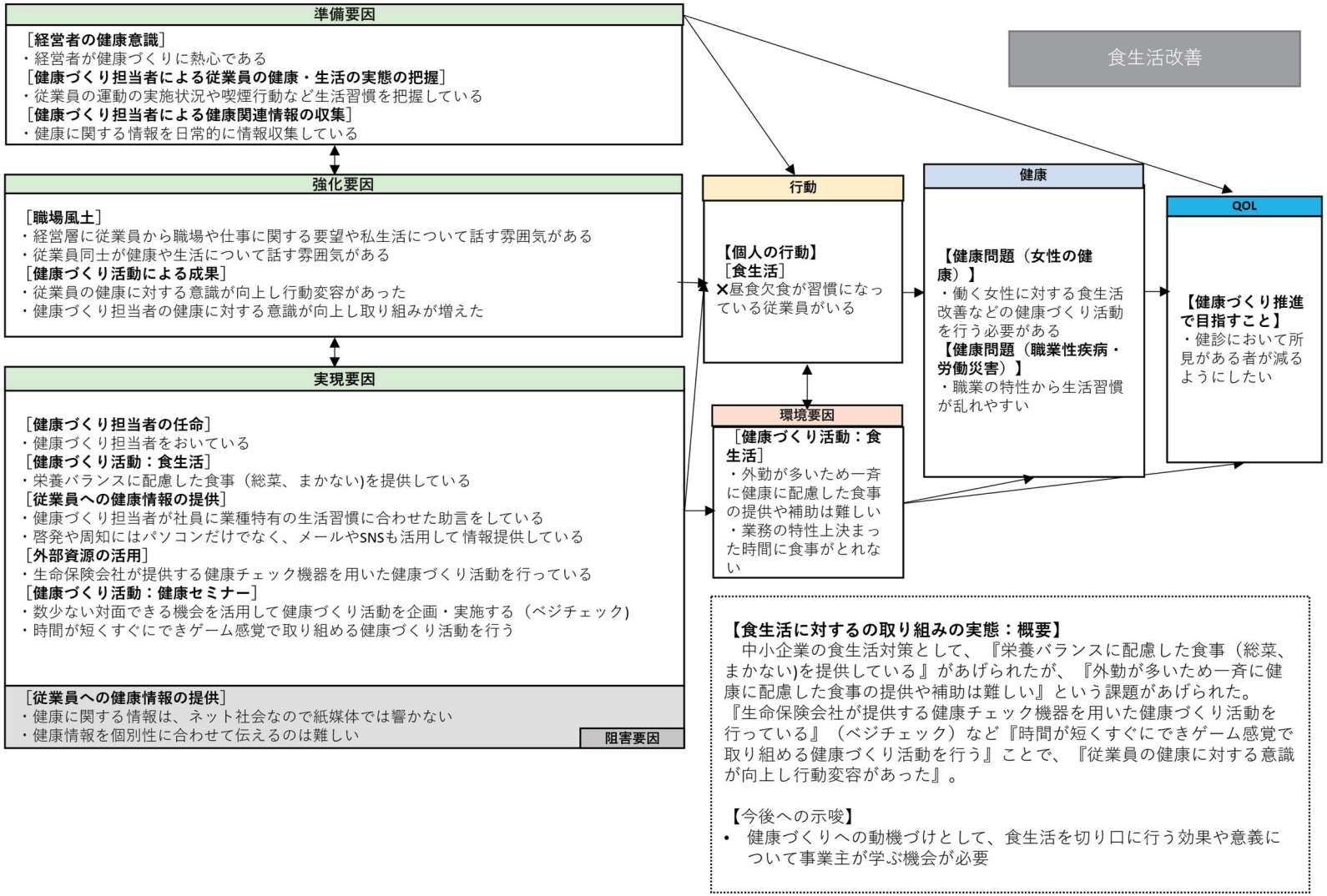


図2-5　犬山市の認定事業所における食生活改善の取り組みの実態



【食生活に対するの取り組みの実態：概要】

中小企業の食生活対策として、『栄養バランスに配慮した食事（総菜、まかない)を提供している』があげられたが、『外勤が多いため一斉に健康に配慮した食事の提供や補助は難しい』という課題があげられた。『生命保険会社が提供する健康チェック機器を用いた健康づくり活動を行っている』（ベジチェック）など『時間が短くすぐにできゲーム感覚で取り組める健康づくり活動を行う』ことで、『従業員の健康に対する意識が向上し行動変容があった』。

【今後への示唆】

- 健康づくりへの動機づけとして、食生活を切り口に行う効果や意義について事業主が学ぶ機会が必要

表6　蒲郡市における地域・職域連携推進のプロセス

アクションリサーチの過程	月日	会議・打ち合わせ・自治体・関係機関等との関わり	自治体・関係機関の行動・反応 具体的な実践内容	関与者					研究者からみた変化 研究者からの働きかけ
				市管理職	市担当者	商工会議所	協会けんぽ	研究者	
2）現状の把握	2025年11月20日	打合せ（モデル実施の依頼）	研究班が実施したアンケートの回答内容の詳細と市担当者が地域・職域連携において課題に感じていることが述べられた。モデル実施に参加することが決定された。	3	1			2	
1）目的の設定 2）現状の把握	2025年11月20日	打合せ（上記の依頼に引き続き実施）	協会けんぽの健康宣言認定事業所を市として健康づくり推進事業所として認定しているが、市独自の報告書は求めておらず、協会けんぽに報告書を提出する事業所が限られるため、事業所の取り組みの実情がわからず、アプローチ方法の検討ができない。事業所の健康づくりの取り組みの実情を把握しアウトリーチしたいという課題を確認。 インタビュー調査を行う場合にはマンパワーが必要となるため、部署内の協力が得られることも確認。	1	1			2	調査の目的を明確にしたうえで、調査目的に応じた調査方法（インタビュー調査またはアンケート調査）、調査内容を検討することを提案。また、調査に先立ち、協会けんぽの報告書から把握できることを整理しておくことを提案。
4）実践の計画	2025年11月20日	メール共有	アンケート原案を共有。報告書を提出している事業所の負担や事業所訪問でインタビューすることで豊富な情報を得られること等を考慮し、提出事業所と未提出事業所に分けて調査することも視野に計画。		○			○	
3）現状の分析	2025年12月1日	メール共有	協会けんぽの報告書（44事業所）を集計し、健康づくりの取り組みの実態を分析。		○			○	協会けんぽの報告書の集計により、どのような取り組みが多いのかを概観することにつながった。
4）実践の計画	2025年12月2日	メール共有			○			○	アンケート原案に対するコメントとアンケート項目の検討に役立つ文献の提供。

表6の続き

アクションリサーチの過程	月日	会議・打ち合わせ・自治体・関係機関等との関わり	自治体・関係機関の行動・反応 具体的な実践内容	関与者					研究者からみた変化 研究者からの働きかけ
				市管理職	市担当者	商工会議所	協会けんぽ	研究者	
3）現状の分析 4）実践の計画	2025年12月5日	打合せ（オンライン）	協会けんぽ報告書の集計・分析をもとに、市として詳細を明らかにしたい調査内容について意見交換。調査対象の選定や調査方法について検討。まずは広くデータを得て定量的に分析する方向性を固め、インターネットによる自記式アンケート調査とすることに決定。調査対象事業所の母数の確認と選定方法について検討。	1	2			2	各調査方法のメリット・デメリットを踏まえて、今回はアンケート調査を優先する方向性を決定。 対象事業所選定の参考とするため事業所規模別に認定事業所数や報告書提出数等を集計することを提案。
3）現状の分析 4）実践の計画	2025年12月5日	メール共有	事業所規模別に認定事業所数、協会けんぽの報告書の提出状況を集計・分析。昨年度より認定事業所数が減少（155社→146社）。従業員10人未満の事業所を除くすべての認定事業所を対象とすることに決定。		○				対象者の選定について助言。
4）実践の計画	2025年12-1月	メール共有	報告書の提出事業所も対象とすることにしたため、報告書の内容と重複しないよう、報告書集計結果を踏まえて、健康づくりの取り組みの詳細や市の保健事業の要望等を尋ねる内容の質問項目を検討。		○			○	アンケートの質問項目について助言。調査目的がより明確になり、アンケートの質問項目を具体的に設定することができた。
5）実践	2026年1月中旬	打合せ（関係機関への調査実施説明）	商工会議所の健康経営推進に関わる管理職に調査の説明・相談と質問紙内容への意見を求める。		1	1			
5）実践	2026年2月初旬	アンケート調査プレテスト	アンケート項目の言葉遣いや回答しやすさに問題がないか1名の経営者に回答を依頼。		○				可能であれば調査実施前に他者にアンケートに回答してもらい内容を確認することを助言。
4）実践	2026年2月上旬	メール共有	協会けんぽの管理職に調査・アンケート内容の共有。		○		○		
5）実践	2026年2月中旬		インターネットによるアンケート調査実施。		○				